

にしないと3分の1以下の賛成で憲法が改正されることになり妥当でないという考え方も参考にし、憲法改正に対する国民の意思が十分に反映されたと評価できる最低投票率が定められるべきであると述べています。最低投票率制度の規定がないまま、たとえば投票率が50%であるならば、全有権者のわずか25%の賛成で憲法改正されることもあり得ます。これでは改正の正当性が揺らいでしまいます。

日弁連は2009年11月に「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」を發表し、8項目にわたり見直しを求めました。その後も定期総会決議(2018年5月)、会長声明(2018年6月、2021年5月)により、抜本の見直しを要求しています。たいへん参考になりますのでご一読されることをお勧めします(同会HPで読めます)。

欠陥だらけの改正法を、決して「改憲への一里塚」にしてはなりません。

(久保 富三夫 記)

【資料1】

■改憲と国民投票法改正案をめぐる主な動き(5月7日付「朝日」より編集者作成)

- 2017年5月 安倍首相が、憲法9条に自衛隊を明記する考えを表明
- 18年3月 自民党が「改憲4項目」を党大会で報告
- 6月 自公などが国民投票法改正案を提出
- 20年8月 安倍首相が辞任表明
- 11月 衆院憲法審査会で国民投票法改正案を初めて実質審議
- 12月 自民、立憲民主両党幹事長が国民投票法改正案について、次の国会で何らかの結論を得ることで合意
- 21年5月 国民投票法改正案で与党が立憲の修正案を受け入れ、衆院憲法審で可決

【資料2】

■国民投票法改正の7項目と附則第4条(5月7日付「朝日」を参考に久保が作成)

- ★は自民、公明、維新などの改正案
 - ◎は立憲民主党による修正案
- ★個人情報保護のため、投票人名簿などを閲覧できる場合を明確化した制度の創設

- ★出国時に国民投票の在外投票人名簿へ登録する規定の整備
- ★大型商業施設などへの共通投票所の設置
- ★期日前投票について、理由に「天災や悪天候で投票所に到達困難」を追加。投票時間の弾力的な設定
- ★外洋を航行中の船員による「洋上投票」の対象者の拡大
- ★災害時などの繰り延べ投票の期日の告示期限を「2日前まで」に
- ★投票所に入場できる子どもの範囲を拡大

◎附則第4条

国は、この法律の施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 <略>
- 二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
 - イ 国民投票運動等(<略>)のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
 - ロ 国民投票運動等の資金に係る規制
 - ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

訃報

芦屋「九条の会」の立ち上げから事務局長としてご活躍された竹内義三さんが6月5日逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

5.3 憲法集会について

11月3日(火・祝)に延期になりました。講師等は同じです。
場所は東遊園地を予定しています。

映画「ちむぐりさ」のご案内

日：9月26日(日)か10月上旬の土日
時：14:00~16:00(上映106分)
場所：市民センターを予定

参加費：500円(大学生以下・障がい者無料)
*内容は同封のチラシをご覧ください

